

平成 23 年 9 月

「千代田区契約関係暴力団等排除要綱」の制定について

区が発注する工事、業務委託、物品購入等のすべての契約から暴力団等の介入を排除するため、「千代田区契約関係暴力団等排除要綱」を制定しましたので、お知らせします。

1 排除対象となる者の要件（入札参加除外要件）

入札参加除外要件は、「暴力団員等が経営関与」、「暴力団等の利用」、「暴力団等への利益供与」、「暴力団等との親交」など別表の「入札参加除外要件」に該当する者とし、区の契約から排除します。

また、契約履行中に入札参加除外を受けた場合は、当該契約を解除し、違約金の支払いを求めます。

2 排除の期間

別表各号に対応する期間を経過し、対象となった事実が解消されたと確認できるまでの間、区の契約から排除します。

また、区の契約からの排除に加えて、区の契約の下請負人等からも排除します。

3 不当介入に対する通報・報告

区の発注契約の相手方（受注者）が、契約の履行に当たって暴力団員等から不当介入を受けた場合（下請負人当が不当介入を受けた場合を含む。）、警察署への通報と区への報告を行っていただきます。

また、受注者が警察署への通報又は区への報告を正当な理由なく怠った場合は、指名停止措置を講じる場合があります。

4 警視庁との連絡協議体制の確立

区と警視庁は、暴力団等を排除するため、相互の連絡協議体制について合意書を締結し、暴力団等排除に向けて相互に協力し対応します。

5 施行期日

平成 23 年 10 月 1 日

【別表】

	入札参加除外要件	期 間
1	(暴力団員等が経営関与) 暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定した日から 24 か月 ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
2	(暴力団等の利用) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図るため又は、第三者に損害を加えるため暴力団等を利用したと認められるとき。	当該認定した日から 12 か月（区が締結する建設工事等にかかる契約については 24 か月） ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
3	(暴力団等への利益供与) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。	当該認定した日から 12 か月 ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
4	(暴力団等との親交) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該認定した日から 12 か月 ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
5	(暴力団等との下請契約等) 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定した日から 12 か月 ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
6	(再度の勧告) 入札参加資格者が第 4 条に基づく勧告を受けた日から 1 年以内に再度勧告を受けたとき。	再度勧告を行った日から 12 か月 ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで